

人事労務ニュース

平成21年2月号

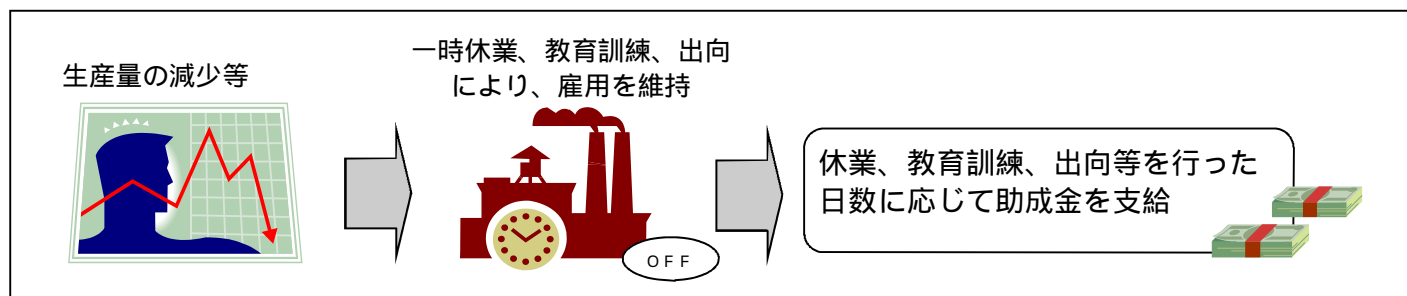
中小企業緊急雇用安定助成金 最新情報

昨年後半以降の急激な景気の悪化を受けて、生産量の減少・事業活動の縮小等を余儀なくされている中小企業を対象に、従来の「雇用調整助成金」制度とは別に、「中小企業緊急雇用安定助成金」制度が創設されました（平成20年12月より）。

今回は、中小企業緊急雇用安定助成金の概要と、平成21年1月以降の制度に関する変更点をご紹介します。

中小企業緊急雇用安定助成金の支給目的

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時休業、教育訓練、出向などを従業員に行うことにより解雇を回避した場合に、その費用の一部を助成し、雇用の維持を図ることを目的としています。



助成金の額

< 休業・教育訓練の場合 >

休業手当または賃金に相当する額として、厚生労働大臣が定める方法により算定した額の5分の4（上限あり）

教育訓練を実施した際は教育訓練費として、1人1日6,000円を に上乗せ

< 出向の場合 >

出向元事業主の負担額（概ね2分の1を上限）の5分の4（上限あり）



助成金を受給するためには、休業等を実施する前に休業等実施計画届などの必要書類を準備し、あらかじめ申請しておく必要があります。

変更事項 1 (支給要件)



変更前
最近3か月の生産量がその直前3か月または前年同期比で減少していること
前期決算等の経常利益が赤字であること (ただし、において生産量が5%以上減少している場合を除く)
最近3か月間の雇用量平均値が前年同期に比べて増加していないこと

変更後
最近3か月の生産量がその直前3か月または前年同期比で減少していること
前期決算等の経常利益が赤字であること (ただし、において生産量が5%以上減少している場合を除く)
最近3か月間の雇用量平均値が前年同期に比べて増加していないこと。

雇用量要件が
廃止されました。

変更事項 2 (対象労働者)

変更前
以下に該当する者を除く、 雇用保険の被保険者
休業等を行う日が属する賃金計算期間、または暦月 (= 判定基礎期間) の初日の前日、または出向を開始する日の前日までに、被保険者期間が6か月未満の労働者
解雇を予告されている労働者
日雇労働被保険者
休業等が行われている判定基礎期間において、特定求職者雇用開発助成金等、一定の助成金の支給対象者となる労働者

変更後
以下に該当する者を除く、 雇用保険の被保険者
休業等を行う日が属する賃金計算期間、または暦月 (= 判定基礎期間) の初日の前日、または出向を開始する日の前日までに、被保険者期間が6か月未満の労働者
解雇を予告されている労働者
日雇労働被保険者
休業等が行われている判定基礎期間において、特定求職者雇用開発助成金等、一定の助成金の支給対象者となる労働者

廃止

+

追加

対象労働者が拡大されました。

6か月以上雇用されている被保険者以外の者
(週の所定労働時間が20時間以上の方に限る)

中小企業緊急雇用安定助成金は、今後も制度の内容に変更がなされる可能性の高い助成金です。申請の際は、都道府県労働局の担当課（愛知県は「あいち雇用助成室」）にて最新情報を御確認ください。

デライトコンサルティング(株)
デライト社会保険労務士事務所

〒461-0001 名古屋市中区東区泉2-26-4高岳パレットビル
TEL 052-937-5615 FAX 052-937-5620
URL : <http://www.delight-c.com/>
E-mail : info@delight-c.com

デライトコンサルティングは、
「個人と組織の成長を図り、社会に貢献する」を経営理念として、
- Customer Delight (お客様の感動) -
を協創する人事コンサルティング会社です。

発行 : デライト社会保険労務士事務所 (無断転載を禁ず)